# 第1章 気象庁の業務評価

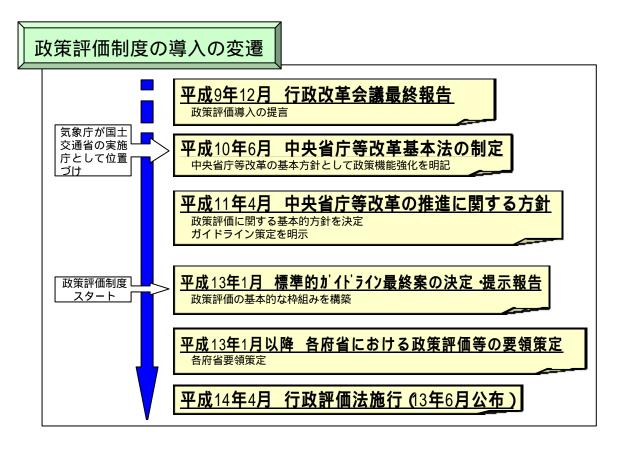
気象庁の業務評価は、気象庁が自らその施策や業務を評価し、その結果を施策の企画立案や的確な業務の実施に反映させるというマネジメント・サイクルを確立することで、気象業務の健全な発展や気象庁の仕事の進め方の改善を図っていこうとするものです。これにより、成果を重視した効果的で効率的な気象行政の推進や国民に対する説明責任を果たしていくこととしています。

### 1 業務評価導入の背景など

気象庁における業務評価の本格導入の契機となったのは、中央省庁等改革の重要な柱の一つである「政策評価」機能の強化・導入と、同じく中央省庁等改革において気象庁等の実施庁が行うとされた「実績評価」の導入です。

#### (1)政策評価

平成9年12月、行政改革会議最終報告において、政府全体において各府 省が所掌する政策・施策について自ら評価を行うことを基本に政策評価の 導入が提言されました。これを受けて制定された「中央省庁等改革基本法」



(平成 10 年法律第 103 号)では、政策評価に関して「国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価結果が政策に適切に反映されるようにすること」また、「政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること」などが規定されました。そして、14 年 4 月からは、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号)が施行され、法律上の明確な枠組みのもと、政策評価が実施されています。

気象庁は、国土交通省の外局として府省ごとに行う政策評価に取り組むとともに、施策等について自ら評価し、その結果を適切に反映させていくという政策評価の持つ機能を、気象庁の各種施策や業務にも適用することで、独自性も持った評価を進めています。

#### (2)実施庁の実績評価

中央省庁等改革基本法には、「実施庁」(主として政策の実施に関する機能を担う庁)に関して、次のようにして、その業務の効率化を図るとされています。

#### 中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号

府省の長は、実施庁の長にその権限を委任した事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

この実施庁の実績評価では、気象庁については国土交通大臣が目標を設定し、実績の評価を行うものですが、気象庁は、この大臣による目標設定に加え、気象庁の各種業務について自ら目標を設定し、それらの目標に対する実績を自ら評価することで、より自律した業務運営を推進しています。

#### 2 業務評価の目的

気象庁の業務評価導入の契機となった政策評価は、国民の視点に立った成果重視の行政への転換、効果的かつ効率的な行政の推進、国民に対する説明責任の徹底を目指し、また、実施庁の実績評価の導入は、効率的な業務の運営を目指しています。

一方、気象行政は、主として気象等の観測や各種気象情報の作成・提供といった気象業務の実施を担っており、毎日の的確な業務遂行が重要となります。

このような業務評価導入の背景や気象行政の特質も踏まえて、気象庁の業 務評価は、次の4つを目的として実施しています。

## 気象庁の業務評価の目的

国民本位で効率的な質の高い行政の実現

国民の視点に立った成果重視の行政への転換

国民に対する説明責任の徹底

仕事の進め方の改善、職員の意識の向上